

## 第1章 景観を取り巻く環境

### 1 景観法の制定

平成16年、我が国で初めての景観に関する総合的な法律として、「景観法」が制定された（平成17年6月1日全面施行）。

景観法において、地域における景観行政を担う主体として「景観行政団体」という概念が設けられるとともに、景観計画を定め、規制・誘導等を行うことにより、地域の自然、歴史、文化等を生かした景観づくりをより確実に推進することができるようになった。

国が示した「景観法運用指針」において、「良好な景観形成は、居住環境の向上等地域住民の生活に密接に関係する課題であること、地域の特色に応じたきめ細かな規制・誘導方策が有効であることから、市町村が中心的な役割を担うことが望ましい」とされており、今後、より多くの市町村が景観行政団体になり、景観法に基づく景観計画や条例を定め、同法を活用した景観形成を行うことが求められている。

### 2 本県の状況

#### (1) 本県の景観資源とこれまでの取組

鹿児島県は、南北約600キロメートルに及ぶ広大な県土を有し、桜島や錦江湾、霧島、指宿、佐多岬、屋久島、奄美の島々など雄大で美しい自然、知覧、出水等の武家屋敷群などに見られる地域固有の歴史や文化、人々の暮らし等が織り成す多彩で豊かな景観がはぐくまれてきた。

このような景観は、私たちの暮らしに潤いや活力を与え、郷土に対する誇りや愛着をはぐくむとともに、訪れる人々に地域の魅力を感じさせ、観光や人々の交流の促進に大きな役割を担っており、「県民共通の資産」といえるものである。

こうしたことから、県では、平成10年に策定した「県景観形成基本計画」に基づき、地域リーダー等に対する研修会の実施や景観アドバイザーの派遣等により、市町村や県民等による取組を支援するなど、景観形成に努めてきた。

また、景観法に基づく景観行政団体になるよう、市町村に対して積極的に働きかけを行っており、現在（平成20年3月）、九州最多の15市町村が景観行政団体になっている。

さらに、平成18年11月から開催されてきた「かごしま都市デザイン会議」においては、かごしまらしい都市景観のあり方等についての様々な議論がなされるなど、景観づくりの気運が高まっている。

#### (2) 景観に関する近年の状況

九州新幹線鹿児島ルートの中線開業を控え、観光地等で景観整備が進むなど、景観に関する気運が高まっている一方で、都市部でのマンション建設や農山村での耕作放棄地の増加など、これまではぐくまれてきた景観が損なわれる状況も一部で見られ、良好な景観形成の取組が求められている。

### (3) 鹿児島県景観条例の制定

県では、景観に関する近年の動向を踏まえ、良好な景観の形成に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、良好な景観の形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、本県の個性豊かで良好な景観の形成を促進するために、平成19年12月に「鹿児島県景観条例」を制定した。

景観条例では、「県は、良好な景観の形成の促進における市町村の役割の重要性にかんがみ、市町村に対し、その区域の特性に応じた良好な景観の形成に関する施策を策定し、及び実施すること並びに県が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力することを求めるものとする。」と定めている。

また、「県は、市町村が実施する良好な景観の形成に関する施策を支援するため、情報の提供及び技術的助言を行うよう努めるものとする。」と併せて規定しており、これに基づき、市町村の景観計画策定等に対し、この景観形成ガイドラインに基づく助言や景観アドバイザーを派遣するなど、具体的な取組を進めることとしている。

(鹿児島県景観条例制定までの概念図)

